

下関市監査委員公表第18号  
令和2年(2020年)6月26日

地方自治法第199条第14項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に基づき講じた措置に係る通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	関谷博
同	亀田博

下 総 第 1 0 2 2 号  
令和2年(2020年)6月19日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 関 谷 博 様  
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する  
報告に係る措置の通知について

平成30年11月26日付け監査報告第21号により提出のありました出資  
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、  
改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善  
措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 豊田総合支所建設農林課 〕

### [指摘事項]

#### (2) 指定管理者監査

##### イ 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設について

(ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき法令、条例、基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

a 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設（以下「施設」という。）の使用の許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。

(a) 使用日の1月以上前から施設の使用許可に係る申請を受け付けているもの。

#### (改善措置状況)

これまでの施設利用の実績に鑑みると、1月以上前でも使用許可に係る申請を受け付けざるを得ない案件もあることから、規則を改正し、当該申請時期に係る制限を撤廃した。

(b) 使用許可書を交付していないもの。

#### (改善措置状況)

指定管理者に対し、許可書交付の必要性について指導を行い、以後使用許可書を交付していることを確認している。

(c) 施設使用の許可事項の変更について、施設使用許可申請書や減免申請書に、変更依頼の届出があった日付や変更後の内容の記載もなく、また、変更許可等を口頭で通知した記録もないことから、確認ができなかった。口頭でのやり取りだけでは記録が残らないため、無用なトラブルを避けるためにも施設使用許可申請書や減免申請書に変更内容を追記するなどにより記録を残すこととあわせて、使用許可書についても変更の上、交付されたい。

#### (改善措置状況)

規則を改正し、許可事項の変更に係る様式を整備した。

b 施設の利用料金の減免において、申請者に対し減免決定通知書により通知をしていなかった。

(改善措置状況)

指定管理者に対し、減免決定通知の必要性について指導を行い、以後減免決定通知書による通知を行っていることを確認している。

- c 平成29年度に指定管理者自らが購入した指定管理業務で使用する備品等を管理物品台帳に登録していなかった。

(改善措置状況)

指定管理者に対し指導を行い、当該備品等について管理物品台帳に登録されていることを確認した。

- d 指定管理者が業者に委託した施設の清掃業務のうち、グリストラップ清掃から発生する汚泥は産業廃棄物であるが、指定管理者は産業廃棄物管理票を業者に交付していなかった。また、当該委託契約を書面により行っていなかった。

(改善措置状況)

指定管理者に対し、グリストラップ清掃を行う際は、産業廃棄物管理票の交付や当該委託契約を書面により行う等関係法令を遵守するよう指導した。

- (イ) 本来市が実施すべき1件5万円を超える修繕等を指定管理者の費用で実施させていた。下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設の管理運営に関する基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指定管理者と協議を行い、平成31年3月22日付けで基本協定の一部を変更する協定を締結し、1件5万円以上又は指定管理者の負担が1会計年度につき10万円を超えた後に必要となった改修のうち早急を実施することが必要と認められる改修等については、市と指定管理者の協議によってどちらが改修等を実施するか決めることができるようにした。